

## 電気工事業者開始通知（第34条第5項関係）

自家用電気工事のみを行う者は、「電気工事業者開始通知書」に下表の添付書類を添えて通知すること。

<開始通知の提出時期> 建設業の許可を受けている者は事業を開始したとき遅滞なく

通知者 添付書類	個人	法人
誓約書（個人用）	○	
誓約書（法人用）		○
通知者の住民票	○	
法人の登記簿の謄本		○
建設業許可書の写し	○	○
営業所位置図	○	○
備付器具調書	○	○

(備考) 欄内の○印が必要となる書類。

# 電気工事業開始通知書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

年 月 日

静岡市長 あて

〒

住 所

フリガナ  
氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号 ( ) -

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 ( ) 第 号

- 2 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

- 3 営業所

営業所の名称	所在の場所

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

(個人用)

# 誓 約 書

年 月 日

静岡市長 あて

住 所

申請又は届出者

氏 名

印

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(法 人 用)

# 誓 約 書

年 月 日

静岡市長 あて

住 所

申請又は届出者 名 称

代表者の氏名

④

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

営業所住所

店舗の名称

(代表者氏名)

( )

営業所の電話番号 ( )

—

## 営業所位置図

もより駅から営業所までの道順



(注)

線 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 方面に向かって徒歩 分で  
上記営業所に到着する

# 備付器具調書

申請者又は届出者

⑩

番号	品名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①	絶縁抵抗計				
②	接地抵抗計				
③	回路計 (抵抗及び交流電圧を 測定できるもの)				
④	低圧検電器				
⑤	高圧検電器				
⑥	継電器試験装置				
⑦	絶縁耐力試験装置				

借入先名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号

( ) \_\_\_\_\_

- (備考) 1 回路計とは、クランプ形電流電圧計でなくテスターをいう。  
2 登録申請書中、「電気工事の種類」が「一般用電気工作物」である場合は、①②③のみでよい。  
3 ⑥及び⑦は必要ときに使用しうる措置が講じられていなければならない。その場合は借入先欄を記入の上、借入先に確認して上記の表の⑥⑦部分を完成させること。